

横浜市保育所等1歳児新規受入枠拡大促進事業助成金交付要綱

制 定 こ保対 第1286号 令和3年3月25日（局長決裁）
最近改正 こ保支 第287号 令和8年4月1日（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、保育ニーズの高い1歳児の新規受入枠の拡大を目的に、本市内において現に保育所、認定こども園又は小規模保育事業のいずれかの施設・事業（以下「保育所等」という。）を運営する者が、次の各号の定員変更をする場合の助成金の交付に関し、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(1) 比較的余裕のある0歳児クラスの定員を抑制し、翌年度以降の1歳児クラスへの持ち上がりを減らす定員変更（以下、「0歳児クラスの定員を減少する定員変更」という。）

(2) 1歳児クラスの定員を増加する定員変更

2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

2 この要綱における「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

3 この要綱における「認定こども園」とは、法第39条の2及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

4 この要綱における「小規模保育事業」とは法第6条の3第10項に規定するもののうち、横浜市内に設置された施設をいう。

5 この要綱における「認可変更の手続き」とは、次の各号の手続きをいう。

(1) 保育所

横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱（平成18年1月24日福子施第248号）に基づく認可内容の変更等の手続きをいう。

(2) 認定こども園

横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱（平成27年3月31日こ保整第1659号）に基づく認可内容の変更等の手続きをいう。

(3) 小規模保育事業

横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱（平成27年3月26日こ保整第1465号）に基づく認可内容の変更等の手続きをいう。

6 この要綱における「新たに受入枠確保が必要な重点地域」とは、こども青少年局長が保育ニーズの状況その他の事情を勘案して指定する地域をいう。

(助成対象者の範囲)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、本市内で保育所等を運営する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの。
- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

(助成対象の要件)

第4条 本事業で助成金の対象となるのは、次の第1号及び第2号の要件を満たし、かつ、0歳児クラスの定員を減少する定員変更については、第3号の要件を満たすものとする。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 各区と調整を終えていること。
 - (2) 原則として、助成金の交付を申請する会計年度の4月1日時点において、1歳児クラスの定員が埋まっていること。
 - (3) 0歳児クラスの定員を減少する定員変更については、原則として、助成金の交付を申請する会計年度の4月1日時点において、0歳児クラスが1人以上定員割れしていること。
- 2 前項第2号の規定に関わらず、1歳児クラスの定員を増加する定員変更については、助成金の交付を申請する翌会計年度の4月1日時点において、1歳児クラスの定員が埋まることが見込まれる場合においても要件を満たすものとする。

(助成の条件)

第5条 助成金の交付を受けて実施する事業は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 保育所

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日横浜市条例第60号）、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱（平成18年1月24日福子施第248号）

(2) 認定こども園

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月25日横浜市条例第46号）、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱（平成27年3月31日こ保整第1659号）

(3) 小規模保育事業

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月25日横浜市条例第47号）、横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱（平成27年3月26日こ保整第1465号）

(助成金額)

第6条 助成金は、保育ニーズの高い1歳児の新規受入枠を拡大することを目的とした認可定員に係る認可変更の手続きの完了を受けて、次の金額を交付する。

(1) 0歳児クラスの定員を減少する定員変更に対する助成金については、0歳児クラスの定員削減1人につき250,000円を交付する。

(2) 1歳児クラスの定員を増加する定員変更に対する助成金については、1歳児クラスの定員増1人につき、次に掲げる場合において、それぞれに定める金額を交付する。

ア 新たに受入枠確保が必要な重点地域に所在する保育所及び認定こども園が実施する定員変更の場合 300,000円

イ 新たに受入枠確保が必要な重点地域以外に所在する保育所及び認定こども園が実施する定員変更の場合 150,000円

ウ 新たに受入枠確保が必要な重点地域に所在する小規模保育事業が実施する定員変更の場合 600,000円

エ 新たに受入枠確保が必要な重点地域以外に所在する小規模保育事業が実施する定員変更の場合 300,000円

(交付の申請・実績報告)

第7条 補助金規則第5条第1項及び補助金規則第14条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書兼実績報告書の提出期限は、各年度の助成事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 この要綱に基づき助成金の交付を受けようとする保育所等は「横浜市保育所等1歳児新規受入枠拡大促進事業助成金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)」を提出するものとする。

3 補助金規則第5条第3項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第2項に規定する書類とする。

4 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号及び第3号に規定する書類とする。

(交付の決定・助成金額の確定)

第8条 市長は、第7条の規定に基づく交付申請兼実績報告があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、認可変更の手続きの完了を確認後、予算の範囲内で助成金の額を確定し、確定内容及び交付条件を助成金申請者に対して、横浜市保育所等1歳児新規受入枠拡大促進事業助成金交付決定通知書兼助成金額確定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 助成金の不交付を決定する場合には、不交付を決定した助成金申請者に対して、横浜市1歳児新規受入枠拡大促進事業助成金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請の取下げの期限は、助成金申請者が交付決定兼助成金額確定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(助成金の請求及び交付)

第10条 補助金規則第18条第1項の規定による助成金の交付は、請求書(第4号様式)により行わなければならない。

(補助金の取り消し及び返還)

第11条 市長は、助成事業者が第3条第2項各号又は補助金規則第19条に該当したときには、助成金の全部または一部の決定を取り消し、既に交付されている助成金の返還を求めることができる。

(警察本部への照会)

第12条 市長は、必要に応じ申請者又は第8条の交付の決定兼助成金額の確定を受けた助成金申請者が、第3条第2項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(調査への協力)

第13条 市長は、本事業の効果検証のため必要と認めるときその他本事業のために必要と認めるときは、この要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対し、資料の提出その他必要な調査を行うことができる。この場合において、補助金の交付を受けた者は、当該調査に協力するものとする。

(関係書類の保存期間)

第14条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日を変更日とした手続きについて令和4年4月1日から適用し、令和5年3月31日以前を変更日とした手続きについてはなお従前の例による。

3 2の適用を受ける者の助成金の追加交付については別途これを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。